

税金サプリ

これで難解な税金もスッキリ

Zeikin Supplement

変わります! 令和2年分の年末調整

人的控除額が変更され、 ひとり親控除が創設



令和2年分の年末調整は、平成30年度の税制改正による給与所得控除・基礎控除の見直し適用や令和2年度税制改正で創設されたひとり親控除が初めて適用されることになりました。加えて、令和2年10月1日には国税庁ホームページに年末調整ソフトが公開されるなどの電子化がスタートし、大きな変化の年となっています。今回は、特に人的控除の見直しとひとり親控除の創設を取り上げます。

人的控除の見直し

基礎控除がアップ・給与所得控除はダウン

見直しの目玉は、給与所得控除の額を10万円下げ代わりに基礎控除の額を10万円アップする(下表1参照)というものです。雇用形態がないシェアリングエコノミーなどの新しい働き方を基礎控除のアップで後押しするものです。

ただし、給与収入850万円超になると、給与所得控除額は10万円を超える減額で増税となることから、子どもや

特別障害者を持つ世帯を対象に所得金額調整控除が創設されているのも大きな見直しとなっております。

基礎控除額の10万円アップは、同一生計の配偶者や扶養親族を人的控除の対象とすることができるかを判定する際の配偶者や扶養親族の合計所得金額要件(下表2参照)も10万円上がるので注意すべきところです。

1 令和2年分から適用される控除額の見直し

給与の収入金額(A)	給与所得控除額	
	改正前	改正後
162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超 180万円以下	(A) × 40%	(A) × 40% - 10万円
180万円超 360万円以下	(A) × 30% + 18万円	(A) × 30% + 8万円
360万円超 660万円以下	(A) × 20% + 54万円	(A) × 20% + 44万円
660万円超 850万円以下	(A) × 10% + 120万円	(A) × 10% + 110万円
850万円超 1,000万円以下		195万円
1,000万円超	220万円	

合計所得金額	基礎控除額	
	改正前	改正後
2,400万円以下	38万円 (所得制限なし)	48万円
2,400万円超 2,450万円以下		32万円
2,450万円超 2,500万円以下		16万円

(注)2,500万円超の場合、令和2年度より基礎控除の適用は受けられなくなりました。

2 扶養親族等に該当するかを判定する際の合計所得金額要件の見直し

扶養親族等の区分	合計所得金額要件	
	改正前	改正後
同一生計配偶者	38万円以下	48万円以下
扶養親族	38万円以下	48万円以下
源泉控除対象配偶者	85万円以下	95万円以下
配偶者特別控除の適用対象となる配偶者	38万円超 123万円以下	48万円超 133万円以下
勤労学生	65万円以下	75万円以下

ひとり親控除の創設

改正のもう一つの目玉として、未婚のひとり親についてひとり親控除が創設され、令和2年分所得税から直ぐに適用されることになりました。

全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり

親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消する内容で、生計を一にする子（総所得金額等が48万円以下）を有する単身者について、同一の「ひとり親控除」（控除額35万円）が適用されます。

ひとり親控除の対象範囲

- ・その人と生計を一にする子がいて、その子の総所得金額等が48万円以下であること。
- ・自身の合計所得金額が500万円以下であること。
- ・その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。

寡婦(夫)控除の改組

ひとり親控除に該当しない寡婦については、引き続き控除額27万円を適用することとし、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても所得制限(500万円以下(年収678万円))が設定されました。同様の所得制限があった寡夫控除は対象範囲が同じになったため、寡婦控除に吸

収・一本化されることになりました(下図3参照)。

また、特別の寡婦に該当する場合の寡婦控除の特例は廃止されました。

なお、ひとり親控除は令和2年分年末調整から適用されますので、従業員への周知が重要になります。

3 ひとり親控除の創設・寡夫控除は寡婦控除に一本化して500万円の所得制限

【表中の数字は所得控除の額(万円)】

		改正前				改正後				
		配偶関係		死別		離別				未婚のひとり親
		本人所得		~500万	500万~	~500万	500万~	~500万	500万~	~500万
本人が女性	扶養親族	有	子	35	27	35	27	35	—	35
			子以外	27	27	27	27	—	—	—
		無	27	—	—	—	—	—	—	—
本人が男性	扶養親族	有	子	27	—	27	—	—	—	—
			子以外	—	—	—	—	—	—	—
		無	—	—	—	—	—	—	—	—

※合計所得金額
500万円=年収約678万円

※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外とします。

